

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

精神保健業務管理システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定等の措置を講じている。

精神保健業務管理システムの保守管理業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和6年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法(以下、「法」)等の規定に基づき、手帳交付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ⑤氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第9条第1項 別表22 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条の2から8
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> [実施する] <div style="margin-left: 20px;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表41の項 ・情報提供の根拠 第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、108の項、113の項、124の項、127の項、141の項、144の項、155の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3093)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3093)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第14条第6号から第12号まで	○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第14条第2号から第8号まで	事後	評価書の見直しに係る修正
平成28年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、 55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の 項、116の項	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56 の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の 項、108の項、116の項	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56 の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の 項、108の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定め る命令 ・事務 第18条第1号から第3号 ・情報 第12条第1号二、同条第3号二、同条第4号、 第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、 同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同 条第2号から第10号まで、第28条第1号口、同 条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30 条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第 53条第1号口、同条第2号口、同条第3号口 ※番号法別表第二116の項に係る主務省令 は未制定。	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56 の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の 項、108の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定め る命令 ・事務 第18条第1号から第3号 ・情報 第12条第1号ト、同上第2号ヘ、同条第4号 チ、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号 口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号 口、同条第2号から第11号まで、第28条第1号 口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、 第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2 号、第43条の4第1号口、同条第2号、第53条第 1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条 第1号チ、同条第5号ホ、同条第9号ハ、第59条 の2第1号ト、同条第2号から第4号	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	障害福祉課長 國井 隆弘	障害福祉課長 吉澤 敏弘	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 計数把握時点	平成27年1月1日	平成29年3月31日	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 吉澤 敏弘	課長	事後	評価書様式の変更に係る修 正
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追 加
令和2年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56 の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の 項、108の項、116の項 略	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の 項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の 項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85 の2の項、106の項、108の項、116の項 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 略	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	IIしきい値判断項目 「1. 対象人数」及び「2. 取扱者数」 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	療育手帳交付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	療育手帳交付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第18条第1号から第3号 ・情報 第12条第1号ト、同上第2号へ、同条第4号チ、第20条第2号ロ、同条第6号、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号、第22条第1号ロ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号ロ、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第43条の4第1号ロ、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ホ、同条第9号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から第4号	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第18条 ・情報 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 14の項 ○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第14条第2号から第8号まで	○番号法第9条第1項 別表22 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条の2から8	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第18条 ・情報 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表41の項 ・情報提供の根拠 第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、108の項、113の項、124の項、127の項、141の項、144の項、155の項、163の項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 「1. 対象人数」及び「2. 取扱者数」 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正